

福岡県公報

平成27年8月18日
第3720号

目次

告示 (第691号 - 第698号)

○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○大牟田地域 (昭和開北部第二地区) 農用地の公害防止事業に係る費用負担計画	(食の安全・地産地消課)	3
<h3>公 告</h3>		
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	6
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7

告 示

福岡県告示第691号

福岡県青少年健全育成条例 (平成7年福岡県条例第46号) 第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代9月号	雑誌15277-09	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント9月号	雑誌15115-9	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第692号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

- 区域の名称 後野
- 区域の所在地 筑紫郡那珂川町後野三丁目、道善四丁目、大字後野字大万寺裏、大字道善字油田、大字恵子字岸ノ上
- 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
筑紫郡那珂川町後野三丁目	186番26	1号
筑紫郡那珂川町大字後野字大万寺裏	248番2	2号から4号まで及び13号
筑紫郡那珂川町大字道善字油田	315番1	5号

	323番	6号及び7号
	321番1	9号
	315番3	12号
筑紫郡那珂川町大字恵子字岸ノ上	146番5地先道路敷	8号
筑紫郡那珂川町道善四丁目	311番10	10号
	313番4	11号

福岡県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
八 女	県道	唐 尾 広 川 線	前	八女市龍ヶ原 263番1先から	4.9 ～ 20.0	1,367.0		
				八女郡広川町大 字太田1018番1 先まで				
			前	八女市龍ヶ原 263番1先から	8.0 ～ 25.6	1,562.0		うち県道 佐賀八女 線重用 延長205.0 メートル
				八女郡広川町大 字太田1018番1 先まで				
後	八女市龍ヶ原 263番1先から	4.9 ～	1,367.0					

			八女郡広川町大 字太田1018番1 先まで	20.0		
		後	八女市龍ヶ原 263番1先から	8.0 ～ 58.6	1,562.0	うち県道 佐賀八女 線重用 延長205.0 メートル
			八女郡広川町大 字太田1018番1 先まで			

福岡県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	富 久 瀬 高 線	前	筑後市大字富久127番2 先から	6.0 ～ 10.2	210.5
				筑後市大字庄島219番先 まで		
			前	筑後市大字富久72番1先 から	10.4 ～ 48.0	167.0
後	筑後市大字富久72番1先 から	10.4 ～ 48.0	167.0			
				筑後市大字庄島219番先 まで		

福岡県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成27年8月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	筑後市大字長浜1596番1先から 筑後市大字長浜1721番1先まで

福岡県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	若宮海線	前	宗像市池田1288番3先から 宗像市田野2481番23先まで	10.4 ～ 26.0	740.0
			後	宗像市池田1288番3先から 宗像市田野2481番23先まで	10.4 ～ 26.0	

福岡県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	若宮海線	宗像市池田1288番3先から 宗像市田野2481番23先まで

福岡県告示第698号

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定に基づき、大牟田地域（昭和開北部第二地区）農用地の公害防止事業に係る費用負担計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

大牟田地域（昭和開北部第二地区）農用地の公害防止事業に係る費用負担計画

1 公害防止事業の種類

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域として指定された地域（以下「対策地域」という。）について行う公害防止事業費事業者負担法（以下「法」という。）第2条第2項第3号に規定する次に掲げる事業

対策地域の区域内にある農用地の土壌のカドミウムによる汚染を除去するための上乘せ客土事業

2 費用を負担させる事業者を定める基準

大牟田市において、亜鉛製錬の事業活動に伴い、カドミウムを排出することにより、大牟田地域（昭和開北部第二地区）における農用地土壌の汚染原因となった事業者

3 公害防止事業費の額

949,000,000円（平成26年7月単価による）

4 負担総額及びその算定基礎

(1) 事業者の負担総額

440,430,000円

(2) 算定基礎

[負担総額] = [公害防止事業費の額] × [法第4条第1項の規定に基づく寄与率 (0.91)] × [法第7条第3号の規定に基づく概定割合 (0.51)]

5 その他公害防止事業に必要な事項

公害防止事業完了時における事業費が物価等の変動により増減を生じた場合は、完了時における事業費の額を公害防止事業費の額とするとともに、この公害防止事業費を基礎として、4の(2)に掲げる算式により算定した額をもって事業者の負担総額とする。

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年7月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ナフコツーワンスタイル旗崎店

(2) 所在地 久留米市御井旗崎5丁目864番9 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
--------	-----

株式会社ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
---------	-------------	--------------------

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年4月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,295平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物南側	27
合 計	27

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物南側	10
合 計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	46.2
合 計	46.2

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）

建物東側	39.72
合 計	39.72

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	7時00分	21時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

6時30分～21時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

8時00分～20時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス加布里店

(2) 所在地 糸島市加布里字塩屋新開31番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年4月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,717平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	71
合 計	71

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物西側	21
合 計	21

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物西側	65
合 計	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内南側	12.0
合 計	12.0

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字集字前ヶ迫2333番1、2333番3、2333番4、2333番6及び大字南原字金出1628番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉南区下貫四丁目8番14号
伊地知 輝彦

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年8月5日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社神谷設備	北九州市八幡西区市瀬3-17-15	神谷 一	平成22年10月30日 福岡県知事許可（般-22） 第86125号

3 処分の内容

管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社神谷設備の代表取締役は、窃盗罪により平成27年6月11日に福岡地方裁判所小倉支部から懲役3年（執行猶予5年）の判決を受け、同月26日にその刑が確定しており、建設業法第8条第11号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

公告

解散した清算法人元松原土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
廣渡 正道	遠賀郡岡垣町大字吉木2525番地

麻生 信行	遠賀郡岡垣町大字吉木171番地
吉田 俊隆	遠賀郡岡垣町中央台三丁目3番27号
吉田 政雄	遠賀郡岡垣町大字吉木2482番地
廣渡 敬彦	遠賀郡岡垣町大字吉木2460番地
廣渡 正秀	遠賀郡岡垣町大字吉木2527番地
廣渡 秀雄	遠賀郡岡垣町大字吉木2489番地
廣渡 智章	遠賀郡岡垣町大字吉木2463番地
平井 正介	遠賀郡岡垣町大字黒山1345番地
青柳 政士	遠賀郡岡垣町大字内浦220番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

うきは市吉井町鷹取字宮井1701番及び字中道1703番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市杷木久喜宮1640番地の1

株式会社エム・ジー

代表取締役 浅原 耕朗

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター

(2) 代表者の氏名

大谷 清美

(3) 主たる事務所の所在地

大野城市東大利二丁目5番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、乳児期から学童期の子どもおよび高齢者を持つ家庭や一時的に育児・介護を行う事が困難な一般市民に対し、自主的に育児・介護支援を行おうとする者をネットワークで結び、家事援助や子育て支援・介護支援に関する事業等を行うことにより子育てや高齢者の福祉支援活動の健全な発展を促進し公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車

(2) 代表者の氏名

釜掘 茂

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市山本町耳納838番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる人々を対象にして、地域の舞台芸術を創造して文化芸術振興と普及に関する事業をおこない、文化芸術の力でゆたかで公平な社会づくりに貢献することを目的とします。